

社会福祉法人町田市社会福祉協議会慶弔規程

(通則)

第1条 本会の役員等及び協力団体等に対する慶弔見舞については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において「役員等及び協力団体等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本会の理事、監事、評議員
- (2) 本会の部会員、委員、相談員
- (3) 民生委員児童委員、町内会・自治会長
- (4) 本会と深い係りをもつ諸団体
- (5) 前4号に掲げるもの以外で、本会が慶弔の意を表すことが必要と会長が認めたもの。

(種類と金額)

第3条 慶弔見舞金は、香華料、傷病見舞金及祝い金とし、役員等及び協力団体等に別表のとおり支給する。

(その他)

第4条 前条に規定する別表にかかわらず、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年8月11日から施行する。

昭和57年4月1日	一部改正
平成元年8月1日	〃
平成2年6月1日	〃
平成17年4月1日	〃

別表（第3条）

区 分	香華料	見舞金 (入院2週間以上又は 臥床1箇月以上)
理 事 ・ 監 事 ・ 評 議 員	10,000円 及び花輪一基	5,000円
理 事 ・ 監 事 ・ 評 議 員 の配偶者及び同居の実父母	5,000円	
部 会 員 ・ 委 員 ・ 相 談 員	5,000円	
民 生 委 員 児 童 委 員 町 内 会 ・ 自 治 会 長	5,000円	

区 分	祝 金 等	
	宿泊をともしないもの	宿泊をともしもの
関 係 諸 団 体	10,000円以内	20,000円以内